

# 不利益処分の処分基準

(整理番号：121408)

令和6年3月29日作成

1. 法令名・根拠条項	① 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第18条（利用者の利益の保護に関する指導） ② 国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則 第9条（利用者の利益の保護に関する指導）
2. 不利益処分の概要	運転代行業務従事者指導義務違反に係る 指示又は注意
3. 処分基準	<p>自動車運転代行業者は、接客及び法令順守に関する問題発生を未然に防止するため、代行運転自動車及び随伴用自動車の運転者（いわゆる従事者）に対して、料金の收受方法やその他利用者の利益の保護に関する事項について指導しなければならない責任がある。</p> <p>従事者に対する指導事項は、規則（上記1②）第9条第1項に掲げられた事項であり、指導を行ったときは、同条第2項で所定の帳簿を作成しなければならない。</p> <p>したがって、例えば、運転代行業務に関して従事者による何らかの問題や違反行為が発生し、所要の調査によって、その原因が自動車運転代行業者による指導不足と認められた場合は違反行為となる。</p>
4. 処分を行う所属	地域振興部交通対策課
5. 本庁担当課、担当G	地域振興部交通対策課 交通安全スタッフ